

# 介護サービス事業者経営情報の調査及び 分析等の概要について

宮城県保健福祉部

# 目次

- 1.制度創設の経緯
- 2.制度概要
  - 2-1 報告対象となる介護事業所・施設
  - 2-2 報告が求められている内容
  - 2-3 報告の流れ
  - 2-4 報告期限
- 3.各種問い合わせ先等
- 4.本制度に係る公式HP

# 1. 制度創設の経緯

## 制度創設の経緯

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要があるために、創設された。

## 制度概要

介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する。

※個別の事業所が特定される形式で公表することは予定されておられません。

## 2-1 報告対象となる介護事業所・施設

### 報告対象

原則、全ての介護サービス事業所・施設

### 報告対象外の事業所・施設

以下のいずれかに該当する事業所・施設

- ①過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円以下である。
- ②災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある。

## 2-2 報告が求められている内容

### 報告内容の概要

- (1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- (2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
  - 例) 介護事業収益・費用、事業外収益・費用（任意）等
- (3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- (4) その他必要な事項
  - 例) 複数の介護サービス事業の有無、介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無等

### 報告内容の詳細

- ・介護保険最新情報Vol.1297（8頁から10頁）  
別紙1（介護保険法第115条の44の2第2項の規定に基づき報告を求める介護サービス事業者経営情報）

## 2-3 報告の流れ(1)

### ①GビズIDを取得する。(GビズIDを取得している場合は不要)

→システムへのログインには、GビズIDプライムアカウントが必要です。

なお、メンバーアカウントの作成については、任意となります。

＜アカウント取得方法＞

「介護サービス事業者経営情報データベースシステム GビズID取得等の手引き」

(プライム:6~9頁、メンバー:10~13頁)

利用者 (想定)	アカウント種別	アカウントの作成方法
法人代表者 個人事業主	プライムアカウント	オンライン又は書類での デジタル庁への申請
従業員	メンバーアカウント	プライムアカウントでの 権限付与

## 2-3 報告の流れ(2)

### ②システムから報告

→経営情報の報告は、「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」  
(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>)  
から行っていただきます。

<システム入力操作方法>

- ・（簡易版）「介護経営DBかんたん操作ガイド」
- ・（詳細版）「介護サービス事業者経営情報データベースシステム  
介護サービス事業者経営情報の報告に関する説明」（9頁～41頁）

## 2-4.報告期限（1）

### 報告期限

毎会計年度終了後、3月以内

例1)会計年度 令和6年4月～令和7年3月⇒報告期限 令和7年6月30日

例2)会計年度 令和6年10月～令和7年9月⇒報告期限 令和7年12月31日

#### 注1) 令和5年度分の経営情報の報告について

令和6年3月31日から令和6年12月31日の間に会計年度の終了日が含まれる  
事業所・施設については、令和7年3月31日までに報告が必要。**未報告の場合は、  
早急に報告願います。**

## 2-4.報告期限（2）

注2)報告受付の一時停止について（介護保険最新情報Vol.1378より）

	～令和7年5月末	令和7年6月～
令和6年12月末までに終了する会計年度に係る経営情報の報告	報告期限後（報告可）	報告期限後（報告可）
令和7年2月末までに終了する会計年度に係る経営情報の報告	報告期限内（報告可）	報告期限後（報告可）
令和7年3月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告	<b>※報告受付一時停止</b>	

※この度の受付一時停止により、報告ができなかった場合においては、報告期限を過ぎての報告となっても差し支えない。

### 3.各種問い合わせ先

▶ システムに関する問い合わせ（入力エラーや操作方法等）

ヘルプデスク（アドレス）：[helpdesk\\_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp](mailto:helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp)

※令和7年7月1日より、ヘルプデスク一時閉鎖

▶ GビズIDの取得に関する問い合わせ

デジタル庁HP：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

電話番号：0570-023-797

▶ 制度に関する問い合わせ

事業所の所在地を所管する各保健福祉事務所（高齢者支援班/成人・高齢班）

（仙台市に所在する事業所の場合は、宮城県長寿社会政策課運営指導班）

## 4.本制度に係る公式HP

### 主なホームページ

- ▶ 厚生労働省HP：「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

- ▶ 介護保険最新情報掲載ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)

- ▶ 宮城県HP：「介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について」

[https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/keieijoho\\_tyousabunnseki.html](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/keieijoho_tyousabunnseki.html)